

彩の国さいたま人づくり広域連合市町村事業推進基金条例

平成11年8月2日

条例第21号

(設置)

第1条 彩の国さいたま人づくり広域連合市町村事業推進事業に要する経費の財源に充てるため、彩の国さいたま人づくり広域連合市町村事業推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、処分することができる。

- (1) 市町村職員の人材開発事業に要する経費の財源に充てるとき。
- (2) 市町村職員の人材交流事業に要する経費の財源に充てるとき。
- (3) 市町村職員の人材確保事業に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。